

○富士河口湖町浄化槽設置事業補助金交付要綱

平成15年11月15日

告示第28号

改正 平成17年3月7日告示第12号

平成18年2月16日告示第44号

(題名改称)

平成19年3月30日告示第49号

平成24年6月13日告示第29号

平成30年4月1日告示第20号

平成31年4月1日告示第33号

令和2年4月1日告示第45号

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、富士河口湖町補助金等交付規則(平成15年富士河口湖町規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平18告示44・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(平18告示44・一部改正)

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、町内全域とする。ただし、次に掲げる区域を除くものとする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定さ

れた事業計画に定められた区域

- (2) 精進地区特定環境保全公共下水道事業、本栖地区地域し尿処理施設の事業計画に定められた区域

(平18告示44・全改、平24告示29・一部改正)

(補助対象者)

第4条 補助の対象者は、前条に規定する補助対象地域において、町内に住所を有する者で、かつ、専用住宅に処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する事業(以下「補助事業」という。)を行う者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認の申請又は法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売の目的で浄化槽付住宅等を建築(増改築を含む。)する者
- (3) 専用住宅又は土地の借受人で、浄化槽設置に関して貸付人の承諾が得られない者
- (4) 既設合併処理浄化槽を更新する者及び既設合併処理浄化槽を更新した合併処理浄化槽付き専用住宅を購入する者。ただし、単独浄化槽を有する家屋居住者が建て替え・転居等で新築する場合、下水道認可区域から認可区域外に転居して新築する場合、共同住宅等(賃貸の戸建てを含む)から転居して新築する場合、町外から転入して新築する場合、災害に伴う家屋の建て替え・新築・故障した合併処理浄化槽の更新・改築等する場合は除く。

(平18告示44・平31告示33・一部改正)

(補助金額)

第5条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表右欄に掲げる額を限度とする。

- 2 浄化槽設置に伴い単独浄化槽の撤去が必要な場合は、撤去処分等に要する費用に相当する額又は90,000円のいずれか低い額とし、前項に規定する補助金の額に加算する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換に限り、宅内配管工事(浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住宅の敷地内の浸透ますまでの放流管の設置工事)が必要な場合は、当該工事に要する費用に相当する額又は300,000円のいずれか低い額とし、第1項に規定する補助金の額に加算する。ただし、1,000円未満

の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(平18告示44・令2告示45・一部改正)

(補助事業の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ浄化槽設置事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第2項の審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 住宅又は土地の借受人は、貸付人の承諾書
- (4) 浄化槽の設置に係る費用の見積書(前条第2項又は第3項に規定する工事を伴う場合は、当該各項に規定する費用を区別して記載したものに限り)の写し
- (5) 浄化槽の配置図(参考様式)
- (6) 登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (7) 機能保証制度登録証の写し
- (8) 浄化槽設備士免状の写し(昭和62年以前の資格取得者は浄化槽設備士特別講習受験修了証の写しも添付)
- (9) 浄化槽法定検査依頼書
- (10) その他町長が必要と認める書類

(平18告示44・平30告示20・令2告示45・一部改正)

(補助事業の承認)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業に該当すると認めるときは、浄化槽設置事業承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(平18告示44・一部改正)

(補助事業の変更)

第8条 前条に規定する通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の内容を変更するとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助事業の完了報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了した日から起算

して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業完了報告書(様式第4号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査領収書の写し
- (3) 浄化槽の設置費用の領収書(第5条第2項又は第3項に規定する工事を伴う場合は、当該各項に規定する費用を区別して記載するもの)の写し
- (4) 浄化槽の設置工事の指定写真(参考様式)
- (5) 単独浄化槽撤去工事の指定写真(参考様式)、産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し及び単独浄化槽に係る浄化槽使用廃止届出書の写し
- (6) 宅内配管工事の指定写真(参考様式)
- (7) 富士河口湖町に住所を有する証明書
- (8) 浄化槽の設備等に係るチェックリスト
- (9) 請求書
- (10) 浄化槽使用開始届出書
- (11) その他町長が必要と認める書類

(平18告示44・平30告示20・令2告示45・一部改正)

(検査)

第10条 町長は、前条に規定する報告があったときは、速やかに補助事業が適正に執行されたかどうか検査しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 町長は、前条に規定する検査の結果、補助事業が適正に執行されたと認めたときは、補助金の交付を決定し、浄化槽設置事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(平18告示44・一部改正)

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(平31告示33・令2告示45・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年11月15日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の河口湖町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱(平成10年河口湖町告示第8号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(上九一色村の編入に伴う経過措置)

3 上九一色村の編入の前日に、上九一色村合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱(平成8年上九一色村訓令第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18告示44・追加)

附 則(平成17年告示第12号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第44号)

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第49号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第29号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成30年告示第20号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第33号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第45号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(平17告示12・全改、平19告示49・一部改正)

浄化槽区分	限度額
-------	-----

5人槽	円
	332,000
6~7人槽	414,000
8~50人槽	548,000